

令和7年度 年末年始港湾無災害強調期間 実施要領

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

1 趣 旨

当協会では、働く人たちが年末年始を無災害で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、昭和39年度から「年末年始港湾無災害強調期間」を設け、積極的な安全活動を推進しています。

職場の安全を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全活動を推進し、災害のない職場環境を整えるために、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切です。

令和7年度は「第14次労働災害防止計画」（令和5年度から同9年度までの5か年計画）の計画年次3年目として、「**死亡災害の撲滅**」（年間を通じて死亡災害0）及び「**死傷者**（休業4日以上、以下同じ）**年間132人以下**（対前年比△30人）」の目標をかかげたものの、本年1月以降これまで死亡者7人（10月末現在）、死傷者86人（1～6月）と厳しい状況にあります。さらに、被災者総数21人という過去最大規模の重大災害（同一原因により一時に3人以上の労働者の死傷者が発生した災害）も発生しています。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増すことに加え、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起りやすくなる時期となります。

そのため、各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となるほか、転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切です。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を無災害で締めくくり、新年を明るい笑顔でスタートできるよう、次のとおり重点目標を定め、本年度の「年末年始港湾無災害強調期間」を展開します。

- ① **死亡災害の撲滅**
- ② **荷役作業における「墜落・転落」「転倒」「飛来・落下」災害の防止**
- ③ **荷役運搬機械に起因する「はさまれ・巻き込まれ」「激突され」災害の防止**
- ④ **非定常作業における災害防止対策の徹底**
- ⑤ **交通労働災害の防止**

2 スローガン

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

3 期 間

令和7年12月16日から令和8年1月15日まで

4 主唱者

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

5 後 援

厚生労働省

国土交通省

6 協 賛

一般社団法人日本港運協会

一般社団法人日本倉庫協会

7 賛 助

賛助会員港湾管理者

一般社団法人日本船主協会

外国船舶協会

8 実施事項

(1) 協会本部

- ① 強調期間実施要領を配布し、その趣旨の徹底を図る。
- ② 強調期間用ポスター、のぼり等を頒布する。
- ③ 強調期間中の運動を推進するため、関係機関、諸団体等に協力を要請する。
- ④ 労働災害及びその防止に関する見える化等の安全管理の工夫・改善事例、ヒヤリハット事例等の情報を積極的に収集し、ホームページ等多様な方法により情報を提供する。
- ⑤ 令和３年に変更された「港湾災防規程」の周知に努める。

(2) 総支部及び支部

- ① 強調期間実施要領を会員事業場に周知する。
- ② 安全衛生委員会、協議会等を開催し、最近の労働災害の特徴を踏まえた労働災害防止に関する問題点及びその対策について検討する。
- ③ 混在・近接作業における安全の確保、特に車両系荷役機械の接触事故防止対策の推進について周知、指導する。
- ④ 協会の支援事業等を活用して、リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ⑤ 関係機関、諸団体等の参加を得たパトロール等を実施し、設備、作業の安全化の検討や現場に対する安全指導を行う。
- ⑥ 危険予知訓練及び指差呼称を推進する。
- ⑦ 会員事業場に、強調期間中、安全衛生旗、強調期間用ポスター、のぼり、懸垂幕等を掲げるよう指導、援助する。
- ⑧ フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用について、周知徹底を図る。

(3) 会員事業場

- ① 経営トップ自ら、年頭等に安全衛生方針の決意を表明する。
- ② 経営首脳による安全衛生パトロール等を実施する。
- ③ 事業場や作業場に、安全衛生旗、強調期間用ポスター、のぼり、懸垂幕等を掲げ、全従業員に対し、安全衛生意識の高揚を図る。
- ④ 作業開始前ミーティングを実施し、危険予知活動等による安全点検を踏まえて、安全ポイントを指差唱和する。
- ⑤ 協会ホームページにおける労働災害情報データベース等を活用し、災害事例、ヒヤリハットの分析・検討を行い、具体的な防止対策を樹立し、実施する。
- ⑥ 次の事項を重点とし、非定常作業も含め、リスクアセスメントの実施による作業環境の改善や安全衛生の「見える化」など、創意工夫した活動を一層推進する。
 - ア 揚貨装置、クレーン等（特にワイヤー、スリング）その他の機械設備の検査及び作業開始前点検の実施及び作業手順の遵守
 - イ フォークリフトその他の荷役運搬機械を使用する作業におけるはさまれ・巻き込まれ災害、接触災害等を防止するため安全確認の徹底
 - ウ 高所作業時における墜落・転落災害防止用の柵や囲いの設置、フルハーネス型墜落制止用器具の導入・使用、特別教育の実施・受講の徹底
 - エ 海際の作業における救命胴衣の着用の徹底
 - オ 修理等の非定常作業や作業終了時後の清掃等における安全確保の徹底
 - カ 混在作業における労働災害防止のための連絡調整、的確な作業指揮等安全管理の徹底
 - キ 夜間荷役作業等における照明の確保等作業環境管理の徹底
 - ク 交通ルール of 遵守等交通労働災害防止対策の徹底
 - ケ 危険物有害物事前連絡表の活用等化学物質管理（石綿を含む）の徹底
- ⑦ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検を実施する。
- ⑧ 年末時期の大掃除等を契機とした職場の整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）を徹底する。
- ⑨ 年始時期の作業再開時の安全確認を徹底する。
- ⑩ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新を行う。
- ⑪ 玉掛け作業、フォークリフト運転作業等就業制限業務及び作業主任者（沿岸荷役主任者を含む）を選任すべき業務における有資格者を補充する。
- ⑫ 健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などを実施する。
- ⑬ 過重労働をしない・させない職場環境づくりを推進する。
- ⑭ 感染症拡大防止対策を徹底する。